

「憲法解釈の原則」

憲法を始めとする法令の解釈は、

- ① 当該法令の規定の**文言、趣旨等**に即しつつ、
- ② **立案者の意図や立案の背景**となる社会情勢等を考慮し、
- ③ また、議論の積み重ねのあるものについては**全体の整合性**を保つことにも留意して、**論理的に確定されるべきもの** (略)

仮に、政府において、**憲法解釈を便宜的、意図的に変更する**ようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する**国民の信頼が損なわれかねない**と考えられる。

島聡君提出 政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書
(平成16年6月18日答弁第一一四号)